

大 学 生 協 勉 学 援 助 制 度 の さ ら な る 発 展 の た め に

2018 年 4 月 21 日

全国大学生協連勉学援助制度推進委員会

勉学援助制度推進委員会では、勉学援助制度が組合員や大学生協にとって大切な事業である認識の上に、この制度をさらに発展させようと、この3年間検討を進めてきました。今回、その内容を「大学生協勉学援助制度のさらなる発展のために」という文書にまとめましたので、理事会に報告・提案いたします。

I. 勉学援助制度の発展のためには、制度のあり方、取り組み方の見直しが必要

■ 大学生協のたすけあい事業として役割発揮(到達点)

大学生協の勉学援助制度は、1991年に学生総合共済の中で実現できなかった扶養者を病気で亡くされた際の学業継続の保障について、何とか実現できないかという組合員や会員生協の声をもとに、共済から生み出された剰余を活用して実現しようと、全国の大学生協の創意で創設されました。この制度により、2018年1月までに3,793名に約5億8,460万円の援助金を贈り、扶養者を亡くしている学生組合員の学業継続を応援してきました。

この制度は、当初、共済剰余金の運用を主財源に計画されていましたが、金融事業が大きく変わり、運用益では立ち行かなくなったことから、組合員や会員生協からの寄付を主な財源として支えられるようになりました。1年間の給付金は2,000万円以上にもなりますが、その大半は組合員からの思いやりの気持ちである寄付によって運営されています。

給付受けた学生からは、「父が亡くなってこれからの不安でいっぱいでしたが、あたたかく勉学援助金を送って下さる皆様がいることを知り不安が減りました」「見ず知らずの自分を応援して下さる方がいることを知って、学業を続けていこうと励まされました」「頑張って大学を卒業し、今度は自分が応援できる側になって恩返しをします」「自分の大学に大学生協があって良かった。相互扶助は大切です」という声がたくさん寄せられています。

また、勉学援助制度は、財政規模が小さいことから、応募され審査に通った学生に10万円を贈るものですが、給付を受けたほとんどの学生から「10万円も助かりますが、精神的に大変助かりました」「この制度があって助けられました。ずっと続けてもらいたいと思います」という声をいただいています。

また、多くの会員生協では、お店での募金箱への寄付にとりくんでいます。とりわけ、卒業する組合員に返還する出資金から寄付をしていただくよう呼びかけ、たくさんの方からご協力をいただいています。寄付とともに「ほんのささやかな額ですが、後輩のみなさんのお役にたていただければ幸いです。困難にくじけることなくがんばって下さい」などのメッセージもいただいています。

このように、勉学援助制度は、学業継続に困っている学生を経済的のみならず精神的な面で応援することで貢献するとともに、先輩から後輩への思いやり、学生から学生への思いやりを広げ、組

合員のたすけあいの気持ちをはぐくむ事業として、大きな役割を果たしながら継続してきています。

また、奨学金のひとつとしてご紹介いただいている大学もいくつかあり、大学との関係でも学業継続を支援する大学生協への理解を広げるものとなっています。

◆これまでの勉強援助制度の意義や成果をまとめると、

1. 2018年1月までに3,793名に約5億8,460万円を扶養者を亡くされ困窮している学生組合員に贈り、勉強継続を応援してきました。
2. 給付を受けた学生やその保護者から、感謝の声とともに「同じ境遇にある学生のため勉強援助制度を継続して欲しい」「もっと組合員に知らせて欲しい」という要望がたくさん寄せられているように、大きな貢献を果たしています。
3. 給付を受けた学生にとっては、経済的な支えだけではなく、精神的な面での支えとなり、学業継続を後押しする役割を果たしています。
4. 先輩から後輩に、組合員から組合員に、思いやりの気持ちと寄付がたくさん寄せられ、給付を受けた学生からも、「手を差し伸べてくれる人がたくさんいて励まされた」「将来は自分が応援する側として恩返ししたい」という声が寄せられ、「たすけあい」とその気持ちをはぐくむ生協ならではの事業として継続・発展してきています。
5. とりわけ、このたすけあいに重要な役割を果たしてきたものは、応募された学生からの申請書や給付を受けた学生からのアンケート活動です。申請書やアンケートでは、扶養者が亡くなることでの本人の生活や家庭の状況、学業継続や将来への想いがリアルに書かれています。このことを生協役職員、組合員がリアルに知ることによって、多くの方がたすけあいに共感し、広がってきました。また、昨年からは、「同じ境遇の学生へのメッセージ」もホームページで紹介し、「自分だけが不幸ではなく、もっと大変な状況にある方に励まされた」等が寄せられ、扶養者を亡くされた学生どうしの励ましあいも広まりつつあります。
6. 学業継続を応援する大学生協の役割がわかりやすく、大学や保護者をはじめ、社会的にも大学生協への理解が深められる可能性が見えてきています。
7. 共済剰余金運用による財源確保が厳しくなりましたが、全国の組合員、会員生協の連帯の力で財政を支え、継続・発展することができてきました。

◆2017年度(2016年10月～2017年度9月)の収支状況

【収支前年比較表】

	収入				支出				
	賛助 会費 (千円)	個人 会費 (千円)	寄付 (千円)	寄付額 合計 (千円)	応募		給付		
					会員 数	人数	会員 数	人数	給付額 (千円)
2017年度	13,460	300	15,730	29,490	122	334	95	206	20,460
2016年度	8,350	251	15,243	23,844	124	374	91	205	20,300
前年比	+5,110	+49	+487	+5,646	-2	-40	-4	+1	+160
◆2017年度収支									+9,030

※賛助会費には、大学生協連からの500万円の援助を含みます。(2017年)

※勉強援助制度を開始した1992年からの累計では、応募12,702人、給付3,713人、給付額は5億7,660万円となりました。

◆5年ごとの給付・寄付の推移表

	1992 年	1995 年	2000 年	2005 年	2010 年	2015 年	2017 年
応募者数(人)	392	648	701	447	366	315	334
給付者数(人)	71	89	144	173	172	179	206
給付率	18.1%	13.7%	20.5%	38.7%	47.0%	56.8%	61.7%
給付額	2115 万円	2660 万円	2864 万円	2054 万円	2060 万円	1784 万円	2,064 万円
寄付額				1024 万円	1271 万円	1805 万円	2573 万円
賛助会員数	?	?	66	114	117	140	159
賛助会費額	?	?	132 万円	259 万円	274 万円	307 万円	342 万円

■ 勉学援助制度の課題

勉学援助制度をさらに発展させていくためには、いくつかの課題があります。

第一に、応募者に対する給付率が低いことです。組合員等の寄付によって財源が成り立っていることから、給付に限りがあるため、審査を行って学業継続がより厳しい状況の学生を優先して給付を行っています。学業継続に困って応募してきた学生組合員に十分応えられていない現状があります。2016 年度の応募者に対する給付率は約 55%となっていました。勉学援助制度推進委員会ではこのような状況の中、この間、次のように審査基準を見直し、より多くの困っている学生に給付できるように努めてきました。

- ① 勉学援助金の給付は 10 万円ですが、家庭がより困難な状況にあった場合 20 万円の給付も行ってきました。2015 年より、限られた財源の中で、一人でも多くの学生に給付できることを優先し、20 万円給付をやめて一律 10 万円とし、審査基準を緩和することで給付者を増やしてきました。
- ② 2016 年には、審査基準の一つである前年の収入額基準を緩和、2017 年には、兄弟姉妹の学生組合員がいても 1 家庭で 1 人の給付としていた基準を一人一人の学生組合員の学業継続を応援しようということで見直しました。

この結果、応募者に対する給付率は、2018 年度になって約 70%以上になっています。ただし、この基準緩和は、これまでの積立金の一部を利用することで計画しており、これがなければ単年度の寄付収入では、給付額を賄えません。扶養者を亡くされて困っているより多くの学生を応援できるよう、財源の強化を図ることが必要です。

(注)現在、勉学援助制度には、積立金が約 5,000 万円あります。勉学援助制度推進委員会では、このうち、約 2,000 万円は不測の事態が生じても継続できるよう留保しておくこととし、残りのうち、2,000 万円を原資に、基準緩和で給付を増やしていくこととしました。ただし、この原資がなくなる間(約 3 年を想定)に、新たな財源確保策を検討していくこととしました。

第二に、この制度が組合員に知られていないことです。現在、扶養者を亡くされたことで共済金を申請された組合員には、勉学援助制度のお知らせをしています。共済に加入していない組合員にはお知らせが行きません。このことから、勉学援助金の応募者の約 95%が共済加入者となっています。共済に加入していない組合員はこの制度を知らず、応募されていない状況が推測できます。また、給付を受けた学生からの声でも「勉学援助制度があることを初めて知った。もっと宣伝を強めて多くの学生に知らせて欲しい」というものが最も多く寄せられています。勉学援助制度が必要な学生組合員大学生協連・会員生協ともに宣伝を強める必要があります。また、扶養者を亡くした

学生への効果的な案内として、前述した大学からご紹介いただくことは重要です。

第三に、財政が厳しいことです。多くの組合員がこの制度を知るようになると応募者の増加が予想できますが、その際、現在の財政では十分に給付することが厳しい状況にあります。

また、給付を受けた学生から「できれば勉学援助金をもう少し増額して欲しい」という要望も出されています。背景として、勉学援助金に応募してくる学生の約 73%が奨学金を受けている実態があります。現在、「奨学金返済」が社会問題となっていますが、扶養者が亡くなったことで将来への不安が一層強くなっている表れと言えます。実際、「父が亡くなって奨学金の返済が重くのしかかり不安だ」という声も寄せられています。これらの状況に対応していくためには、財政の規模をより大きくし、かつ安定的に財源を確保することが必要です。

現在、組合員からの寄付のほか、賛助会員制度を設けて、賛助会費という形で財源にさせていただいています。しかし、一般企業などからは「大学生協の組合員に限定された寄付は行いづらい」という声もあり、賛助会員はほぼ会員生協となっています。会員生協では厳しい経営状況の中、支えていただいておりますが、多額の支出は難しいものがあります。また、大学生協共済連の設立後、共済事業で生まれた剰余から 500 万円の寄付を行って支えるようにしてきましたが、給付を希望する学生へも十分応えられていません。

第四に、会員生協のとりくみの「停滞」です。勉学援助推進委員会では、2014 年に会員生協での勉学援助制度についての取り組みアンケート調査を行いました。その結果、募金箱の設置やポスターを張っている生協は約 60%あるものの、独自に組合員に宣伝をしたり、寄付を呼びかけたりしている会員生協は、40%以下となっています。「知らない」組合員が多いことにもつながっている状況といえます。また、組合員に対する取り組みのモデルがないこともあって勉学援助制度を知らない学生委員が多くいます。取り組みアンケートでは、学生委員に説明している生協は約 20%でした。さらに、勉学援助制度を知らない生協職員も増えています。

勉学援助制度は、大学生協のたすけあいをはぐくむ大切な事業です。1991 年に、この制度は全会員生協で支えようという意思のもとにスタートしましたが、改めて会員生協での取り組みを見直していくことが必要です。その際、勉学援助制度を知ることと合わせて、給付を受けた学生の声や実態をアンケートなどでリアルに知ることが大切です。

第五に、大学生協連の推進の課題です。上記課題を踏まえ、この間、勉学援助制度のホームページの改善、勉学援助制度の手引きの作成、事業報告書の作成、共済の研修会での報告などを進めてきましたが、組合員や社会的な広報、会員生協の取り組み推進のための情報提供、推進の組織的な体制等が不十分と言えます。今後、財政や活動を発展・継続させていくための方策とともに組織体制の見直しが必要です。

以上、勉学援助制度をさらに発展させていく上での課題として挙げましたが、その中でも奨学金返済問題など学生の就学をめぐる状況が変化していることや、さらに組合員や大学に貢献する事業として大学生協の役割を高められるよう、勉学援助制度推進委員会では、あらためて勉学援助制度のあり方についても検討を行いました。

Ⅱ．就学をめぐる学生の状況と大学生協の役割～今後の方向性

■創設時の構想と継承したいこと

勉学援助制度は、その実施にあたり「大学生協学生福祉基金」を設立し、今日における大学生協の役割を踏まえつつ、学生のための福祉活動に幅広くとりくむことを展望していました。その中でも、勉学援助制度を発展させ、生活困窮に至った学生の就学保障制度である「新しい奨学制度(大学生協の奨学金制度)」を早期から構想し、同時に、その運営も財団法人とし、大学生協の社会的貢献・役割を果たせるように考えてきました。

もうひとつは、学生福祉基金の設立趣意書にも掲げた「今後一層重要になってくる学生に対する福祉活動の充実に寄与するとともに、共済活動などを通して培われてきた「学生どうしのたすけあいの心」をいっそうはぐくんでいきたいと考えます」の通り、たすけあいの理念を根底において発展させていこうというものでした。

私たちは、学生どうしがお互いに支えあう”たすけあい”の仕組みとして、大変な努力と苦勞をしながら「学生総合共済」を作り上げ、育ててきました。その後、この共済では救えない学生を少しでもたすけたいという思いから、「勉学援助制度」も立ち上げてきました。それは、大学生協にとって、”たすけあい”こそが大切な原点のひとつだからにほかなりません。

(注) 2003 年の新しい奨学金の検討呼びかけ

大学生協連では、勉学援助制度(学生福祉基金)の実績と当時の学生の就学環境を踏まえ、2003 年に新しい奨学金制度検討委員会を設置し、第 46 回通常総会で、大学生協の奨学金制度の検討を会員生協に呼びかけました。しかし、この時は、会員生協の討議の状況と方向性が成熟せず、合意を得ることが難しいとの判断で見送ることになりました。(参考資料参照)

■就学をめぐる学生の状況～勉学援助制度の応募から

この数十年の間に大学の学費は高騰し、家計の厳しさもあいまって奨学金に頼って大学で学ぶ学生が増加しています。そして、大学卒業後、低賃金・不安定な雇用が増加する中、返済困難に陥る事態や在学中でも「借金」に追われ学業そっちのけでアルバイトをする学生が増えるなど奨学金が社会問題化しています。

この間、勉学援助金に応募してきた学生も、奨学金を借りている方が年々増加しています。2017 年度の応募では応募者の約 73%が奨学金を受けています。こうした中で、扶養者が亡くなった場合、「父が亡くなり、奨学金の返済が重くのしかかってきた。これ以上アルバイトを増やすと学業がおろそかになってしまう。また、これから就職活動や卒論もあり不安でいっぱい。少しでも負担を軽減できればと勉学援助制度に応募した」という声が寄せられています。奨学金を抱えて扶養者が亡くなった場合、経済的・精神的にも学業継続を困難にする状況になりかねません。

また、高齢社会の中で、介護を抱える家庭が増えています。こうした家庭で扶養者である父親を亡くされた場合、母親が介護で働きに出られず、経済的に厳しくなるため、学生本人がアルバイトを増やさざるを得ず学業に支障をきたすケースも応募者の中で少なからず出ています。

なお、2019 年度からの新共済制度では、扶養者の病気死亡保障を増額し学業継続を少しでも応援

できるようにする予定ですが、十分なものではありません。

以上のように、学生の就学環境は厳しい状況にあり、とりわけこうした中で扶養者を亡くされることでの学業継続は一層困難な状況になっていると言えます。学生が安心して学べる環境を社会的に実現していくとともに、大学生協としてもこの勉学援助制度をさらに充実・発展させていくとともに、一人でも多くの生活困窮に至った学生に手を差し伸べられるように助け合いの輪を広げていくことが大切です。

■地域生協での奨学金のとりくみ

こうした中、地域生協でも社会福祉活動として、たすけあいによってこどもの奨学金制度を独自に行う動きが出てきています。

コープさっぽろでは、数十年前から、ひとり親家庭や障害者の高校生を対象に「コープ育英奨学金」を実施しています。ここでは毎月 1 万円を 3 年間給付(返済不要)。毎月一口 100 円の募金を組合員にお願いし、公益財団法人コープさっぽろ社会福祉基金を設立して運営・財政管理をしています。

コープみらいでは、2017 年 10 月から、ひとり親家庭の高校生を対象に、奨学金給付事業を開始しました。コープみらいの組合員で希望する方に奨学金応援サポーターとなっただき、一口 100 円単位で毎月商品代と一緒に募金を引き落とす仕組みです。コープみらいでも、この事業は一般財団法人コープみらい社会活動財団を設立して行っています。

■大学生協のさらなる役割を高めるために

前述のように大学生の就学環境が厳しくなっている状況では、大学生協としても独自の奨学金の創設をあらためて検討していく時期にあると言えます。この 28 年間、勉学援助制度で培ってきた組合員どうしのたすけあいと会員生協の連帯をベースに、今後の発展方向として、次のようなことを考えたく提案いたします。

1. まず、引き続き勉学援助制度を強化・充実させ、より多くの扶養者を亡くされて学業継続が困難になっている学生を応援していく。改善課題については、前述の通りです。
2. 勉学援助制度に多くの学生が応募しても、これに応えられ、かつ継続できるように財政規模と運営・組織体制を確立します。具体的には、学生の就学を一層応援できる制度(大学生協の奨学金制度など)の実現・実施も視野に入れ、地域生協でも行っているように(公益)財団法人を設置してこれを行うこととします。

◆(公益)財団法人の設置と運営を提案する理由

- (1) 勉学援助制度について独立財政とすることで、大学生協連の経営に左右されず、この制度を継続できるようにします。自立した経営となるため、相当の努力は必要ですが、事業主体の安定性と永続性が確保されることになります。また、事業経営の状況もわかりやすくなります。
- (2) 公益財団法人となることで、寄付が受けやすくなります。個人の場合は寄付金の控除があり、団体・企業の場合も寄付について税金の特例がありますので、寄付がしやすくなります。また、

大学生協の学生組合員以外に制度給付の対象を広げることで、公益性が高まることから、企業などの社会貢献としての寄付が得やすくなります。財源確保するうえで大きなメリットとなります。

- (3) 上記のように、(公益)財団法人は公益性の観点から、対象を大学生協の組合員に限定せず、生協のない大学生にも広げていくことができます。このことで寄付を社会的に受けやすくなりますが、大事なことは、大学生協の理念やたすけあいの輪を、大学社会、さらには社会全体に広げていく機会にもなり、大学生協の価値を高める積極的な意味を持ちます。

また、大学生協が中心になりながら、共感する協同組合や企業・団体が参加・連携して、大学生協のない学生ともつながりながら、たすけあいによる学生支援の枠組みを作ることにも意義があります。

大学生協の行う就学援助制度は、困窮している学生にお金を給付するだけではなく、背景にある”たすけあい”によって精神的に応援することが大きな特徴です。創立以来、このことを大切にし、実際、関わる人に”たすけあいの心”を育んできました。将来の社会を支える多くの学生に”たすけあいの心”を広げることは、大変意義あるものとなります。

また、学生の学業継続を支える大学生協の役割について、多くの大学や大学関係者の理解と関係が深められる機会にもなるものです。

3. (公益)財団法人を設立したのち、勉学援助制度の継承発展も含めて、大学生協としての就学援助制度(奨学金)を会員生協の創意で設計します。

■最後に

勉学援助制度推進委員会では、毎回、応募に寄せられた学生の申請書や給付された学生からのアンケートを見ています。給付を受けた学生から「この制度のおかげで学業を続けられ自分の夢が実現できる。ありがとうございます」「今度は自分がお返しをするようになる」というような声がたくさん寄せられていることに、この制度があって本当に良かったと実感するとともに、たすけあいの想いが広がることに大学生協への確信と可能性を強く感じます。一方で、扶養者が亡くなることで学生本人や家庭が経済的にも精神的にも大変な状況になるリアルな実態も目のあたりにして、より多くの学生にこの制度を知ってもらい、給付できるようにしたいとの思いが強まります。委員会ではこの3年間、勉学援助制度の普及と給付の充実策を検討するとともに、こうした学生の実態に大学生協がもっと役割を発揮できるようにしたいとの思いから、勉学援助制度の今後のあり方を検討し、ここに報告することにしました。28年前、大学生協の先輩たちが、この制度を立ち上げたことに感謝するとともに、大切な思いを引き継いで、現在の組合員の皆さんとともによりよい制度として継承・発展させていければと思います。会員生協でも、大学生協のたすけあいの輪をもっと広げ、就学困難な学生を応援できるよう、発展的な検討をお願い申し上げます。